

風致地区内における行為の取り扱い

許可を受けなければならない行為		許可受けることを要しない行為			市長に協議が必要な行為	市長へ通知が必要な行為					
1	建築物の新築、改築、増築	都市計画事業の施行として行う行為	国、新潟県若しくは本市又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為	非常災害のため必要な応急措置として行う行為	新築に係る建築物又は改築若しくは増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であり、かつ、新築、改築又は増築後の建築物の高さが8メートル以下であるもの(行為後の建築物が第5条第1項第1号に規定する基準に適合しないこととなるものを除く。)	法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。 ア 建築物の新築、改築、増築又は移転 イ 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系(その支持物を含む。)	次に掲げる事業又は業務の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)	農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 建築物の新築、改築、増築又は移転 イ 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)	国、新潟県若しくは本市の機関又は次に掲げる法人 (1)独立行政法人都市再生機構 (2)国立研究開発法人森林研究・整備機構(国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成11年法律第198号)第13条第1項第4号(附帯する業務を含む。))又は附則第6条若しくは第8条の規定により行う行為に限る。)	(1) 高速自動車国道若しくは道路法(昭和27年法律第180号)による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車道を除く。))との連絡する施設の新設及び改築を除く。)
2	建築物の移転				移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの	ウ 高さ1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの	イ 有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)による有線放送電話業務	(3)独立行政法人労働者健康安全機構 (4)独立行政法人水資源機構 (5)独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	(2) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道(鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。)		
3	その他工作物の新築、改築、増築又は移転				次に掲げる工作物 ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物 イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で、地下に設けるもの ウ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台	エ 高さ5メートルを超える木竹の伐採	ウ 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和26年法律第135号)による有線ラジオ放送業務(共同聴取業務に限る。)	(7) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為 (8) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為			
4	宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更				面積が10平方メートル以下、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの	オ 土石の類の採取で、その採取による地形の変更がウに規定する宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更と同程度のもの	エ 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第14号)による有線テレビジョン放送業務(同時再送信の業務に限る。)	(9) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号、第2号イ若しくは第3号(水資源開発施設に係る部分に限る。)			
5	木竹の伐採				次に掲げる木竹の伐採 ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採 イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 エ 仮植した木竹の伐採 オ 前各号及び次号から第15号までの各号に掲げる行為並びに別表第1に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採	カ 建築物等の色彩の変更で、第10号に該当しないもの	ウ 有線ラジオ放送業務(共同聴取業務に限る。)	(6) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防施設の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)			
6	土石の類の採取				その採取による地形の変更が第7号に規定する宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更と同程度のもの	キ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆(たい)積で、高さが1.5メートルを超えるもの	エ 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第14号)による有線テレビジョン放送業務(同時再送信の業務に限る。)	(7) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為 (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為 (9) 森林法(昭和26年法律第249号)第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為 (10) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為 (11) 森林法第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為 (12) 土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)			
7	水面の埋立て又は干拓				面積が10平方メートル以下		エ 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第14号)による有線テレビジョン放送業務(同時再送信の業務に限る。)	(13) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)			
8	建築物等の色彩の変更				建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい、橋りょう、鉄塔その他これらに類するもの以外		エ 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第14号)による有線テレビジョン放送業務(同時再送信の業務に限る。)	(14) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。))の建設を除く。)			
9	屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)				面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートルを越えないもの。		エ 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第14号)による有線テレビジョン放送業務(同時再送信の業務に限る。)	(15) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者が行う鉄道事業又は索道事業者が行う索道事業で、一般の需要に必ず供するものの用に供する施設の建設(鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。)			